

電子申請サービス利用約款

(趣旨)

第1条 この電子申請サービス利用約款（以下、「本約款」という。）は、申請者、又は申請者から業務の委任を受け当該業務を行う業務実施者、若しくはその協力者（以下、「代理者」という。）が、ハウスプラス中国住宅保証株式会社（以下、「当社」という。）の提供する電子申請システムを利用するにあたり、申請者、又は代理者（以下、「サービス利用者」という。）が遵守しなければならない事項、及び当社とサービス利用者との間の権利義務関係を定めるものである。

(適用)

第2条 本約款は、サービス利用者が提出する申請書類、必要図書の送付等の申請手続、各種証書等の交付、若しくは発行までの過程、データ管理等の業務負荷軽減、及び利便性の向上等を目的に開発した電子申請システムの利用に関し、当社とサービス利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、サービス利用者と当社との間の電子申請システム、その他、別途提供するサービス（以下、総称して「本サービス等」という。）の利用に関わる一切の關係に適用される。

- 2 当社、及びサービス利用者は、各業務に係る法律、業務規程、又は業務要領、業務約款、並びに個人情報の保護に関する法律等を遵守し、本約款に基づいて定められた事項を、誠意を以て履行するものとする。
- 3 本サービス等を利用したサービス利用者は、本約款に同意したものとみなす。

(定義)

第3条 本約款において、電子申請システムとは、当社が運営するウェブサイト（以下、「当社ウェブサイト」という。）において、「電子申請ポータルサイト+e（以下、「+e」という。）」乃至は「電子申請受付システム」の名称で提供され、データの送受信、登録、閲覧、変更、削除、又は帳票出力を電子的に処理するため、当社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とサービス利用者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織（以下、「電子情報処理組織」という。）をいう。

(本サービス等の利用登録)

第4条 本サービス等の利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、本約款を遵守することに同意し、かつ、当社の定める一定の情報（真実、正確かつ最新の情報であるものとする。以下、「登録事項」という。）を別に定める方法で当社に提供することにより、当社に対し本サービス等の利用の登録を申請することができるものとする。

- 2 当社は、当社の基準に従って登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を利用希望者に通知し、当該通知を以て、利用希望者のサービス利用者としての登録を完了するものとする。
- 3 サービス利用者が法人の場合は、利用希望者と同一組織以内の他のサービス利用者の管理（権限の付与、剥奪、ユーザーIDの取得、又は削除等、本サービス上の機能を利用する権限）を統括する管理責任者（以下、「責任者」という。）を定める。
- 4 当社は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、書面における不明事項等についてサービス利用者に対面を求めた上で、なお疑義が払しょくできない場合、又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条に基づき、個人情報について第三社が本人の同意を得ていることを証明できない場合については、第1項に基づく登録を拒否することができる。
 - (1) 当社に提供された登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記、又は記載漏れがあった場合
 - (2) 過去に本サービス等の登録を取り消された者である場合
 - (3) 責任者が本約款に定める事項を遵守するに足らないと判断した場合
 - (4) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

（本人認証）

- 第5条 当社は、第4条第2項による登録が完了したサービス利用者に対して、ユーザーID、パスワードを発行し、当該ユーザーID、パスワードの確認を以て、サービス利用者の本人認証を行うものとする。
- 2 申請者が法人等に依頼を行うことなく、各業務の申請に係る電子申請サービスを利用する場合にあって発行されるものについては、当該申請のみに有効なユーザーID、パスワードとする。
 - 3 当社は、ユーザーIDとパスワードの一致を確認した場合に、本サービス等の利用が登録されたサービス利用者によってなされたものとみなし、あらかじめ決められた権限にもとづいて、本サービス等を利用させるものとする。

（IDおよびパスワードの更新等）

- 第6条 秘密保持の観点から、登録されたサービス利用者は、パスワードを定期的、若しくは状況に応じて更新するものとする。

（登録情報の変更等）

- 第7条 サービス利用者は、自己の登録情報に変更のあった場合は、遅滞なく本サービス等の登録情報の変更の手続を行うものとする。なお、責任者が定められている場合は、責任者

と同一組織内の登録情報の変更について、責任者が適切に当該変更の手続きを行うこととする。

(登録の解除)

第8条 登録の解除を希望するサービス利用者は、書面にて登録の解除手続を行うものとする。

なお、責任者が定められている場合は、責任者と同一組織内の登録情報の解除について、責任者が適切に当該解除の手続きを行うこととする。

- 2 登録の解除を行った時点で、当社がサービス利用者に対して有している債権については、登録解除後も有効に継続するものとする。
- 3 サービス利用者は、登録の解除に当たり、申請時に使用した電子設計図書等、関連法規により保有が義務付けられている情報や必要な情報について、サービスの停止までの猶予期間内にこれを本サイトより取得を完了するものとする。

(登録の抹消)

第9条 当社は、サービス利用者が次の事項に該当する場合は、当該サービス利用者に対し何らの通知をすることなく、当該サービス利用者の登録を抹消することができるものとする。この場合、当社に損害が発生しているときは、当社は当該サービス利用者に対して、損害賠償請求等必要な措置をとることができるものとする。

- (1) サービス利用者が、登録の際に当社に提供した情報、サービス利用者により入力された登録情報が虚偽であった場合
 - (2) 第19条に定める禁止行為を行なった場合
 - (3) 本約款に違反、又はその他法令等に違反した場合
 - (4) 差押え、仮差押え、若しくは破産、及び法人については解散、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の申し立てが成されるか、これらの決定が行われた場合
 - (5) 反社会的勢力に所属、又は関係すると判断できる場合
 - (6) その他登録することが不相当であると当社が判断した場合
- 2 前項の登録抹消により発生したサービス利用者の損害、サービス利用者が第三者に与えた損害について、当機関は一切の責任を負わないものとする。

(サービス利用者への連絡)

第10条 当社がサービス利用者に対して行う連絡は、電子メール、電子申請システムでの掲載、書面の郵送、電話、又はFAX等、当社が適当と判断する方法で行うものとする。

- 2 当社が電子メールにてサービス利用者へ通知を行う場合は、サービス利用者が電子申請システムにおいて登録した電子メールアドレスとし、当該電子メールアドレスでは連絡がつかない場合は、第3条の登録の際に当社へ提供した電子メールアドレス（第6条により変更された場合は、変更後のメールアドレス）宛に送信するものとする。

(情報の取り扱い、及び守秘義務)

第11条 当社は、サービス利用者が本サービス等を利用するために登録した個人情報については、当社が定める個人情報保護規程（以下、「個人情報保護規程」という。）に従い、別途公表する「個人情報保護方針」の範囲で利用することができる。サービス利用者は、これらの利用目的の範囲内で利用されることを承諾したものとみなす。

2 当社、及びサービス利用者は、本サービス等を通じて知りえた情報については、各業務の業務規程、又は業務要領に基づく秘密保持義務を負う。

(著作権)

第12条 当サイトで提供する情報やカンパニーロゴ、商標、画像、映像、及び音声等に関する著作権その他の権利は、特別の断り書きがない限り当社に帰属するものとし、サービス利用者は、当社からの事前の書面による承諾を得ることなく、これらの一部、又は全部をそのまま、又は改変して転用、若しくは複製等を行うことを禁止する。

(電子申請システムの利用)

第13条 サービス利用者は、第3項各号に定める場合を除き、電子申請システムを利用することができる。なお、電子申請システムは、以下の環境で利用できるように設計されている。

(1) OSはWindows OS 8、8.1、又は10とする

(2) ブラウザはMicrosoft Edge、Firefox、又はGoogle Chrome（「+e」については、各ブラウザともに.NET Frameworkアプリケーションが作動するためのプラグインを要する）とする

(3) JavaScriptは有効とする

(4) PDF閲覧ソフトがインストールされているものとする

2 サービス利用者は、電子申請システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な設定、手続き、及び自己の使用に係る機器のセキュリティ対策については、サービス利用者が自己の責任と費用で行うものとし、これについて発生した事柄についての責任はサービス利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負わない。

3 当社は、次の各号に該当する場合、サービス利用者に事前に通知することなく、電子申請システムの全部、又は一部の提供を停止、休止、中断、又は制限することができるものとする。

(1) 電子申請システムに関するサーバー等の設備、施設、及びシステムに関する保守を定期的、又は緊急に行う場合

(2) 電子申請システムの利用が著しく集中した場合

(3) 電子申請システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合

- (4) 火災、停電、地震等の天災、又は第三者による妨害行為等により電子申請システムの提供ができない場合
 - (5) 戦争、暴動、騒乱、又は労働争議などにより、電子申請システムの運営ができない場合
 - (6) 行政、裁判所等の命令、あるいは公権力の行使等によって、本サービス等の運営ができない場合
 - (7) その他、当社が電子申請システムの中断が必要と判断する場合
- 4 サービス利用者が電子申請システムを利用して、各法令等に定める申請書類（以下、「申請書類」という。）の提出を電子的に行うことのできる業務の種類は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 確認検査機関が行う業務のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 6 条の 4 各号に掲げる建築物と、これに設置する建築設備、及び工作物
 - (2) 住宅性能評価機関が行う業務
 - (3) 適合証明検査機関が行う業務
 - (4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定機関が行う業務
 - (5) ハウスプラス中国住宅保証株式会社一級建築士事務所が行う業務
 - (6) 第 1 号から第 5 号に係る業務に付随する業務
 - (7) その他、当社が電子申請による申請等を認める業務
- 5 電子申請システムを利用する物件が、本サービス等に含まれる他のサービスを合わせて利用する場合においては、当該サービスについて別に定められている方法で申請を行うものとする。
- 6 サービスの利用は、電子申請システムに表示する手続きに従い、「+e」については申請ボタンを押したときをその始点とし、「電子申請受付システム」については当社がこれを受理したときをその始点とする。申請の行為が、不注意その他の事由により本意でない場合については、電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成 13 年法律第 95 号。）第 3 条に基づき、サービス利用者は直ちに当社に連絡、若しくは申請の解除を行うものとする。本サービス等の始点から受付までの間は事前申請とし、当社は、速やかに受付を行う上で必要となる図書類の不足の確認や、未記入箇所の確認等を行う。
- 7 前項の事前申請処理は、各業務の業務規程又は業務要領に定める業務を行う時間内（以下、「業務時間内」という。）に行う。また、事前申請以降の確認、評価、その他の審査、又は検査等の手続きについても、同様に業務時間内に行うものとする。
- 8 事前申請処理を行うことにより、電子申請システムを利用して行われた申請が本約款に反する場合、法令、各業務の業務規程、若しくは業務要領、並びに約款等に反する場合、又はその他申請内容について悪質と判断した場合、当社は当該申請の受付を行わない。

（電子申請システムのデータ形式）

- 第14条 電子申請システムを利用して送信する図面のデータ（以下、「電子図書等」という。）は、原則として PDF 形式、又は PAdES-LTV 形式とし、当社がサービス利用者の送信した電子図書等が申請に適さないと判断した場合、サービス利用者は、当社が指定する電子図書へ変更を行うものとする。
- 2 押印が必要な書類については、次のいずれかのうち、各業務の業務規程、若しくは業務要領に定める電子図書等を提出するか、又は押印された申請書類を提出するものとする。
 - (1) 押印された書面をスキャナー等により電子データに変換したもの
 - (2) 電子計算機上で表示可能なスタンプを活用して作成されたもの
 - (3) 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号。）第 12 条尾 2 第 1 項及び第 3 項に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書、国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 240 号。）第 3 条第 1 号に規定する電子証明書、又は同告示第 3 条第 2 号に基づき当社が指定する証明書により電子署名をおこなったもの
 - 3 前項に係わらず、当社が申請図書の原本の提出を要すると判断した場合、サービス利用者は申請図書の原本を速やかに提出するものとする。
 - 4 電子図書等の破損等で、当社がサービス利用者に電子図書等の再送を請求する場合、サービス利用者は速やかに再送信を行うものとする。この場合、電子図書等の破損等を原因とした審査の遅延は、正当な遅延理由となることをサービス利用者は承認するものとする。
 - 5 審査の過程で、電子図書等の改訂、又は変更による差し替えが生じた場合、サービス利用者は速やかにこれを行うものとする。その際に発生した遅延については、サービス利用者が責任を負うものとする。
 - 6 審査後の電子図書等に関して、当社の認める刻印（当社が申請対象外と認める図書を除く。）の無いものに関しては、当社はこれを正式な図書とは認めない。

（登録物件情報の削除）

- 第15条 サービス利用者は、登録物件の申請業務の途中で、計画の変更、停止、又は取りやめ等により、当該登録物件について電子申請システムの利用を停止する場合にあつては、各業務に定める「取りやめ届」、若しくは「取り下げ届」を当社に提出する。
- 2 前項の場合、当社、又はサービス利用者は、電子申請システムに登録された当該物件の情報を、全て削除するものとする。
 - 3 理由の如何に関わらず、電子申請システムに登録された新規物件で、当社が指摘、又は疑義を行った後、補完、若しくは補足等を怠る等の理由により、当社が「引受できない旨の通知書」を交付して尚、連絡がつかない場合、サービス利用者に連絡することなく、当社がこれを取り下げるものとする。

(システム障害時等の措置)

- 第16条 電子申請システムが、障害又はその他の理由により利用できなくなった場合には、サービス利用者はその状況を当社に連絡するものとする。当社は、電子申請システムが利用できない状況を調査し、速やかに復旧させるよう、最善の努力をしなければならない。
- 2 電子申請システムの運用の停止、休止、中断及び制限により、利用不可能となった場合は、他の方法による申請等の手続きを行うものとし、これによって発生したサービス利用者の損害及び第三者に与えた損害については、当社は一切の責任を負わない。
 - 3 サービス利用者は、前項について同意のうえ、電子申請システムを利用することとする。

(本約款及びサービス内容の変更)

- 第17条 当社は、サービス利用者に事前の通知をすることなく、本約款、又は提供するサービス内容を変更することがあり、サービス利用者は、改定された本約款に拘束される。
- 2 当社は、本約款を変更した場合、変更後の本約款を本サービス等上へ掲載する等、当社が適当と判断する方法でサービス利用者に通知する。

(免責事項)

- 第18条 サービス利用者は、本サービス等を利用することが、サービス利用者に適用のある法令、又は業界団体の内部規則等に違反するか否かを、自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、サービス利用者による本サービス等の利用が、サービス利用者に適用のある法令、又は業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではない。
- 2 当社は、ユーザーID とパスワードの一致を確認して行った本サービス等利用により生じるサービス利用者の損害について、一切その責を負わないものとする。
 - 3 当社は、サービス利用者が本サービス等を利用したことにより発生したサービス利用者の損害、及びサービス利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。また、電子設計図書の破損、本サービス等の提供の遅延、本サービス等の運用の停止、休止、中断、終了、又は制限により発生したサービス利用者の損害及びサービス利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わない。
 - 4 以下に掲げる理由により、本サービス等の利用において発生した損害について、当社は一切その責を負わないものとする。
 - (1) 天災地変等、不可抗力による通信回線、及びシステム機器の障害（通信回線およびシステム機器とは、サービス利用者、プロバイダー、当社のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、およびそれぞれを結ぶ通信回線の全てを含むものをいう）
 - (2) 一般に解読困難とされている暗号その他のセキュリティを用いたにも関わらず、当該暗号が解読され、又はセキュリティが破られた場合
 - (3) 登録された電子メールアドレスが第7条の手続きを伴わずに変更になっていた場合
 - (4) サービス利用者が行った操作によって発生したデータの紛失、又は変更

- (5) サービス利用者の使用するシステム、又は第三者のシステムに起因する場合
- 5 サービス利用者が本サービス等に掲載した情報の著作権や営業秘密が侵害されたとしても、当社は一切その責を負わないものとする。

(サービス利用者の禁止行為)

第19条 サービス利用者は本サービス等を利用するにあたって、次の行為を行わないものとする。

- (1) 会員登録の際に虚偽の会員情報を提出、又は入力する行為
- (2) 本サービス等の運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- (3) ユーザーIDおよびパスワードを不正に使用する行為
- (4) ユーザーIDおよびパスワードを他のサービス利用者に貸与および開示を要求する行為
- (5) 法令に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 本サービス等に不正な方法でアクセスし、情報を改ざんすること
- (7) 本サービス等を通じて有害なコンピュータプログラム等、又は公序良俗に反する内容等を他のサービス利用者、又は第三者に閲覧、送信、若しくは提供する行為、当社の著作権、財産、若しくはプライバシーその他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある一切の行為
- (8) 他のサービス利用者、第三者、若しくは当社に対し、誹謗中傷、悪用、ハラスメント、ストーカー行為、又は脅迫等を行い、その法的権利を侵害する行為
- (9) 当社の承諾なく、本サービス等を通じて、又は本サービス等に関連して、営利を目的とした行為、若しくはその準備を目的とした行為
- (10) 本サービス等を通じて取得した、情報等、ソフトウェア、商品、若しくはサービスにつき、これを変更、複製、頒布、送信、表示、上映、又は発行し、ライセンスに基づく二次的著作物の作成、移転、又は販売をする行為
- (11) ファイル交換、若しくはファイル共有ソフトがインストールされたPCにて本サービス等を利用する行為
- (12) 個人情報保護法を遵守せず、本サービス等を利用する行為
- (13) 個人情報の第三者提供について、本人の同意を得ずに本サービス等上で第三者の個人情報を掲載する行為
- (14) その他、当社が不適切と判断する行為

(本サービス等の委託)

第20条 当社は当社の責任において、本サービス等の運営の一部、若しくは全部を第三者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。

(本サービス等の終了)

第21条 やむを得ず本サービス等を終了する場合、当社は1ヶ月前までに本サイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法でサービス利用者に通知するものとする。

(合意管轄)

第22条 サービス利用者と当社との本サービス等に関する訴訟については、広島地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議解決)

第23条 本約款の規定に関する疑義、又は本約款に定めのない事項については、サービス利用者と当社との間で誠実に協議して解決するものとする。

(データの閲覧について)

第24条 サービス利用者が電子申請システムに登録したデータは、当該物件の業務完了後、「+e」システムについては3ヵ月間、「電子申請受付システム」についてはデータ容量制限の限り、電子申請システムに保存され、サービス利用者はデータを参照することができる。

2 前項に定める期間を経過したデータの閲覧に関しては、別に定める方法によるものとする。

平成	27年	8月	24日	制定
平成	29年	4月	1日	改定
平成	30年	7月	1日	改定
令和	2年	7月	1日	改定
令和	3年	1月	4日	改定
令和	3年	7月	1日	改定
令和	3年	8月	23日	改定